

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正により、事業所のトイレについて、男女別を原則としつつも、例外的に、同時に働く労働者が常時10人以内であれば共用のトイレ1個でよいとされ、さらに、独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるとされた。

この動きは、公的な建物、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする風潮を加速させる可能性がある。

女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものである。多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利・法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要である。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を、今後ともこれを崩さないこと。
- 2 公的な建物の公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレについては、女性トイレはすべからく維持し、また、これらのトイレにおいて、女性の安心安全という権利・法益を守るべく諸方策を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 16 日

喜多方市議会議長 渡 部 勇 一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	松野	博一	殿
厚生労働大臣	後藤	茂之	殿
女性活躍担当大臣	野田	聖子	殿